

基 監 発 第 0 7 2 9 0 0 1 号  
平 成 1 6 年 7 月 2 9 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成16年10月から適用される社内預金の下限利率について

「労働基準法第18条第4項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令」(昭和27年労働省令第24号)に基づき、平成16年4月における定期預金平均利率を算出したところ、0.08%であった。したがって、当該平均利率と同月において適用される社内預金の下限利率との差が1分(1.0%)未満であることから、平成16年10月から適用される下限利率は引き続き年5厘となるので、了知するとともに、事業場等からの照会があった場合には適切に対応願いたい。